

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

茨城県指定 第0870101656号

(平成15年7月1日指定)

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下のとおりご説明いたします。

1. 事業所経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 尚生会
- (2) 所在地 茨城県笠間市笠間1635-2
- (3) 電話番号 0296-73-5562 FAX0296-73-5563
- (4) 代表者名 理事長 山口 伸樹
- (5) 設立年月日 昭和62年8月21日

2. 事業所の概要

(1) 種類

①短期入所生活介護事業所

②介護予防短期入所生活介護事業所

※当事業所は指定介護老人福祉施設グリーンハウスみとに併設されています。

(2) 目的

介護保険法及び関係法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に必要な居室及び共用施設等をご利用いただきながらサービスを提供します。

- (3) 名称 介護老人福祉施設グリーンハウスみと
- (4) 所在地 茨城県水戸市塩崎町3503番地
- (5) 電話番号 029-240-5580 FAX029-240-5582
- (6) 管理者氏名 施設長 梅井 正道

(7) 運営方針

- ①利用者の心身の状態などを明確に把握し個々に応じた「介護サービス計画」を作成します。その計画に沿って、利用者の能力に応じた自立した生活を目指すサービスを提供します。
- ②利用者の意思や人格を尊重した対応を行い、常に利用者の立場に立ったサービスを提供します。

- ③生活の質の向上を図るため、明るく住みよい家庭的な雰囲気を目指し、ゆとりある楽しい生活を送っていただけるようなサービスを提供します。
- ④常に利用者の疾病や心身の症状を的確に把握し、適切な対応を行うため、職員間や医療関係者、居宅介護支援事業者等と連携と伝達を密にとり、統一された援助を行います。
- ⑤徹底した食品の衛生管理を行い、利用者の健康状態や嗜好を考慮した食事を提供します。
- ⑥利用者等に対し、介護保険制度の情報提供を随時行うとともに、サービス計画や利用者の状態変化について連絡を密に行います。
- ⑦利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。
- ⑧事業所での事故発生時や、利用者の心身の状況等に変化が見られ緊急を要する場合等は、施設非常時対応マニュアルを活用し対応します。
- ⑨各市町村や居室サービス事業者、更に介護保険施設、保健・医療・福祉サービス提供者等との連携を図り、利用者が統一されたサービスが提供されるように努めます。

(8) 開設年月日 平成15年7月1日

(9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30～17:30

(10) 利用定員 10人

3. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、すべて個室です。

居室・設備	部屋数	特記事項
居室 (全室個室)	10室	○1ユニット 10室×1ユニット ○ユニット内設備として、 リビング、ダイニング、キッチン、洗面所、トイレ
浴室	1室	一般浴・特殊浴
医務室	1室	

※居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により事業所でその可否を決定します。また、利用者心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やその家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員（介護老人福祉施設と一体）を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	勤 務 体 制
施設長（管理者）	1名（兼務）	8：30～17：30
生 活 相 談 員	1名（介護支援専門員兼務）	
副生活相談員	1名	
介護支援専門員	1名以上	
看 護 職 員	3名以上	
管 理 栄 養 士	1名以上	
機能訓練指導員	1名（非常勤）	
医 師	1名（非常勤）	毎週水曜日
介 護 職 員	34名以上 ・日中は10名以上を配置 ・夜間は5名を配置	早番2： 6：45～15：45 早番4： 7：30～16：30 遅番2：10：30～19：30 遅番3：12：15～21：15 夜勤：21：00～ 7：00
	介護職員の勤務時間帯は、行事や利用者の状況に応じてユニット毎に柔軟に変化いたします。	

※夜間ナースコールを使用した際に、他の利用者に対応していた場合には、対応していた利用者の安全を確保してから伺いますので、早急の対応が難しいこともあります。

5. 当事業者が提供するサービスと利用料金

○当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

○当事業所が提供するサービスについて、

（１）利用料金が介護保険から給付される場合

（２）利用料金を利用者に負担いただく場合

があります。

（１）介護保険の給付対象となるサービス（利用契約事項第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の7割～9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食 事

- ・管理栄養士が、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した献立表をたて、食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため、離床して各ユニットのダイニングにて食事していただくことを基本としています。

朝食7：30～ 昼食12：00～ 夕食18：00～

②入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を利用して入浴ができます。

③排 泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います（サービス利用中のオムツは費用に含まれます）。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・利用者の居宅と事業所間の送迎を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（利用契約事項第4条、第5条参照）

下記の料金表により、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金をお支払いいただきます（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）。また、送迎サービスは、利用者の選択により提供します。

個室

（単位：円）

		要支援1	要支援 2	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
介護サービス1割	短期入所生活介護	529 円	656 円	704 円	772 円	847 円	918 円	987 円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18/日						
	夜勤職員配置加算Ⅱ			18/日				
	送 迎 料	片道 184 円 往復 368 円						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		上記、介護サービス費×14.0%(少数点以下四捨五入)						
地 域 加 算		上記、介護サービス費×5.5%(少数点以下切り捨て)						
介護保険対象外	滞 在 費	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円	2,006 円
	食 費	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円

※利用者が要介護認定を受けていない場合は、要支援又は要介護の認定を受けた後、利用料金をお支払いいただきます。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者ご負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（利用契約事項第4条、第5条参照）

以下サービスは、利用料金の金額が利用者ご負担額となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 居室（個室） 2,066 円⇒1,370 円・880 円（低所得者負担軽減対策あり）

② 食費 1,680 円⇒1,300 円・1,000 円・600 円・300 円（低所得者負担軽減対策あり）

③複写物の交付

- ・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活品等利用者の日常生活に要するもので、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます（おむつ代は介護保険対象となっており、実費負担の必要はありません）。

※経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、正当な額に改定することがあります。その場合は、改定を行う 2 ヶ月前までに、改定の内容と事由についてご説明します。

⑤その他の料金

病院受診付添料 ※職員の状況により対応できない場合があります。	600 円/15 分
居宅以外の場所への送迎代	1,840 円/片道
買い物代行	500 円/1回
持込家電電気料（定格消費電力 300W以上の家電使用に限る）	30 円/1日
理容・美容サービス	実費
複写物の交付	10 円/1枚

（３）利用料金のお支払い方法（利用契約事項第 8 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算しご請求いたしますので、翌月の指定する日までに、ご利用期間分の合計金額を現金、又は金融機関（ご利用できる金融機関：常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、茨城県信用金庫、茨城県信用農業共同組合連合会及び会員農業協同組合（※農協は茨城県の農協になります。）、ゆうちょ銀行）からの口座引き落としにてお支払いください。領収書を発行いたします。

（４）利用の中止、変更、追加（利用契約事項第 9 条参照）

○利用予定期間前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス開始日前日までに事業所に申し出て下さい。

○利用開始日前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（1,000 円）をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、その限りではありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(5) 病院受診が必要な場合（利用契約事項第 11 条参照）

○当施設は生活介護施設であり、病院とは異なります。発熱などにより様態が変化した場合には、病院を受診していただくようお願いします。病状により、施設での対応が困難な場合には、ご相談後退所していただく場合もございます。

○病院受診が必要な場合は、原則としてご家族で送迎をお願いします。ご家族での送迎が不可能な場合は、移送サービス（有料）をご利用することも可能です。

急変時の受診の場合は、原則として救急車対応とさせていただきます。その際、掛かりつけの病院を救急隊へ伝えますが、病状により受診先が、掛かりつけの病院と異なる場合もあります。

6. 事業者及びサービス従業者の義務

利用者の状況を把握し、利用中起こりえるリスク（身体面、環境面、利用者間のトラブル）を想定したうえで介護サービスを提供しております。介護施設として安全に十分配慮しておりますが、それでも事故が起こり得ることをご理解下さい。そのうえで事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、利用者からの聴取・確認します。
- ③事業者は、サービス提供時において、利用者の身体に急変その他緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うとともに、身元引受人及び管理者、市町村へ報告等、必要な措置を講じます。また、事故の場合、改善策を定めてサービス従事者等に周知徹底し、再発防止に努めます。
- ④非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、利用者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ⑤利用者に関する情報を、必要に応じて代理人又は身元引受人に報告します。
- ⑥利用者提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑦身体拘束は基本的に行いません。ただし、緊急止むを得ない場合のため、事前に承諾を得たうえで行う場合があります。
- ⑧事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

7. 施設事故等による賠償責任

(1) 損害賠償責任（利用契約事項第 15 条参照）

当施設で発生した事故について、利用者自己の責任でないもの、例として、環境不整備により発生した転倒骨折事故や、決められたサービスを怠ったことによる事故、又は守秘義務を怠り個人情報第三者へ漏洩した場合に、当施設で損害賠償責任を負うことになり

ます。

(2) 損害賠償がなされない場合（利用契約事項第 16 条参照）

以下の場合については、当施設にて損害賠償責任を負わないことになります。

- ・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意及び重過失にてこれを告げず、又は虚偽の告知を行ったことにより、損害が発生した場合。
- ・利用者の急激な体調の変化等、当施設の実施したサービスを直接の原因としないことで損害が発生した場合。
- ・利用者が、事業者若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為により損害が発生した場合。
- ・前兆が見られていなかった、予測のできない突発的な利用者同士の暴力等による損害が発生した場合。

8. 苦情の受付について（利用契約事項第 23 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付 TEL 029-240-5580

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者

〔職員氏名〕 生活相談員 磯 和利

- 苦情解決責任者

〔職員氏名〕 施設長 梅井 正道

- 受付時間 8:30～17:30

※その他の受付：指定介護老人福祉施設にて 24 時間対応しております。

また、「ご意見箱」を正面玄関に設置しております。

(2) 当法人における苦情の受付 TEL 0296-73-5562

- 苦情受付窓口

社会福祉法人 尚生会 法人本部

- 受付時間 8:30～17:30

(3) その他苦情の受付機関

水戸市役所福祉部介護保険課	〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 TEL/029-297-1018 FAX/029-232-9230
ひたちなか市役所福祉部介護保険課	〒312-8501 ひたちなか市東石川 2-10-1 TEL/029-273-0111 FAX/029-354-1062
大洗町役場福祉課介護保険係	〒311-1392 東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275 TEL/029-267-5111 FAX/029-264-5012
茨城町役場民生部福祉課	〒311-1392 東茨城郡茨城町小堤 1080 TEL/029-292-1111 FAX/029-219-1026

茨城県国民健康保険団体連合会	〒310-0852 水戸市笠原町 978-26 TEL／029-301-1565 FAX／029-301-1579
茨城県社会福祉協議会	〒310-0851 水戸市千波町 1918 TEL／029-305-7193 FAX／029-241-1434

9. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「社会福祉法人尚生会 消防計画」にのっとり対応します。			
避難訓練 及び防災設備	別途定める「社会福祉法人尚生会 消防計画」にのっとり、年6回自衛消防訓練を行います。 ※カーテンは防炎性のあるものを使用しています。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4カ所
	避難階段	5カ所	屋内消火栓	9カ所
	火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	45カ所	消火器・火災通報装置	あり

10. 第三者による評価の実施状況

(第三者による評価の実施状況)

第三者による評価の実 施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		